

受注型企画旅行 旅行条件書（国内・海外用）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

1、受注型企画旅行契約

この旅行は、㈱ウィントラベル（以下「当社」といいます）が旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2、旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 当社又は当社受託営業所（以下「当社ら」といいます）にて所定の申込書（以下単に「申込書」といいます）に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。申込金は旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）又は取消料若しくは違約金の一部として取り扱います。
- 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。
- 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 受注型企画旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したときに成立するものとします。
- 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を發したときに成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を發する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
- 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあります。この場合、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

旅行代金	お申込金
20,000 円未満	5,000 円以上
50,000 円未満	10,000 円以上
100,000 円未満	20,000 円以上
100,000 円以上	旅行代金の 20%以上

3、お申込み条件

- 20 才未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 旅行目的やお客様層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社が講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況により、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 旅行者がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用は旅行者のご負担となります。
- 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込をお断りする場合があります。

4、旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日以降にお申込の場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

5、旅行代金について

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満 12 才以上の方はおとな代金、満 6 才以上 12 才未満の方はこども代金を適用します。但し、満 3 才以上 6 才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び食事、宿泊施設の寝具等必要な場合はこども代金を適用します。
- 旅行代金には、以下のものが含まれています。（いずれも旅行日程に明示したのもの）
 - 運送機関の運賃・料金
 - 宿泊代金
 - 食事代金
 - 観光に係る代金
 - 団体行動中の心付け
 - 添乗員経費（旅行者から添乗員付の依頼があった場合）
 - その他旅行代金に含まれる旨表示したのもの。
 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6、旅行契約内容の変更

- 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

7、旅行代金の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金は著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日前にあたる日より前にお客様に通知します。
- 当社は、本項（1）により適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8、旅行者の交替

旅行者は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。

9、取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。（契約解除のお申し出は、お申し込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします）また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人員の変更に対する差額代金をいただきます。

〈国内旅行に係る取消料〉

区分	取消料
次項以外の受注型企画旅行契約	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
① 21 日目に当たる日以前の解除	企画書面に記載の企画料金を相当する金額
② 20 日目に当たる日以降の解除 （③～⑦を除く。日帰り旅行にあ	旅行代金の 20%

あります。お申し込みの際に販売店での確認、又は「外務省海外安全ホームページ」にてご確認ください。

(7) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

16、個人情報の取り扱いについて

(1) 当社は旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために（※利用目的を具体的に記載）これを利用させていただくことがあります。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、別紙をご参照ください。

17、受注型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

18、旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年04月01日を基準としています。また、旅行代金算出は2014年04月01日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

<旅行企画・実施>

株式会社ウイントラベル

観光庁長官登録旅行業第1965号

一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）正会員

旅行業公正取引協議会会員

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町3-5-2 ルート 人形町ビル 5F

TEL：03-5640-7007 FAX：03-5640-1277

総合旅行業務取扱管理者 加藤勉